

## 組合 Q & A

### 理事会議事録の閲覧は自由か

理事会の傍聴を希望する組合員がいる。自由な発言がしにくくなるので拒みたい。また、理事会議事録の閲覧も拒みたい。

理事会は、出席理事が納得すれば傍聴させてもかまいませんが、基本的に非公開であるべきものと考えます。理由は、自由な議論を尽くすためです。理事は言いにくいことも言わなければならぬという目があります。それを一般組合員の目を気にして言えないようでは、理事会の意義が半減します。組合員には議事録の閲覧・謄写権が保証されているので、必要ならば議事録を見ればよいわけです。理事会を公開している組合でよく聞くのは、やましいことをしているわけではない、情報開示の時代だ、という太っ腹な理事の言葉です。こうした発言に逆らうのは勇気が要ります。しぶしぶ公開に賛成せざるを得ません。

しかし、理事会の議案には非公開のほうがよいものがたくさんあります。新規加入者の承認、金融事業の審査、職員の給与決定、理事の責任追及などの議案です。こうした議案の審議を公開にして本音の議論ができるわけがありません。ですから基本的に傍聴は拒めると考えます。

傍聴は拒めても、議事録の閲覧は、原則として拒めません。拒むには正当な理由が必要です。

ある組合員が理事会議事録の閲覧を請求してきました。閲覧請求には理由は不要です。組合が拒む場合に正当な理由が必要とされています。拒む理由もないので見せたところ、その組合員は次のように言いました。「私が加入するとき、〇〇理事は反対したのですね」

理事会の議事録には、議事の経過の要領・結果のほか、異議を述べた理事の氏名も記載してあります。議事録の閲覧によって、自分の組合加入議案に反対した理事の氏名がわかったら、人間関係にヒビがはいるのは当然です。

こうした閲覧・謄写の弊害は株式会社ではかなり前から指摘され

ていました。企業秘密が漏れたり、総会屋に追及のネタを提供することになったりしたからです。

そこで、会社法は、閲覧・謄写権を株主としての権利行使に必要な場合に限定するとともに、裁判所の許可が必要であるとししました。理由も告げずに「見せる」ということは許されないのです。

組合もせめて、閲覧請求者に理由を説明させるようにしてもらいたいものです。理由が正当な場合に閲覧させればよいと思うのです。閲覧の理由がわかれば、該当部分だけを見せることで無用な摩擦を避けることも可能になるわけです。

### ポイント

- ★理事会は非公開でよい
- ★組合員には理事会議事録の閲覧権がある

### 中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

- ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 組合員、登記、届出に関する正誤問題です。

- 【第1問】組合員が組合に支払う「賦課金」及び「使用料・手数料」は、組合員が組合に対して有する債権との相殺が可能である。
- 【第2問】組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合に対して会計帳簿等の閲覧・謄写請求ができる。
- 【第3問】組合員が、理事会を招集することはできない。

《解答》【第1問】×（組合員の方からの相殺が可能なのは、使用料・手数料で、賦課金については相殺が禁止されている。経費は組合事業遂行上の財源として必要なもので、相殺を認めると事業が実施できなくなるおそれがあるからである。）  
 【第2問】×（会計帳簿の閲覧・謄写請求は、総組合員の100分の3（定款で下回る割合を設定することは可能）以上の同意を得て組合員が行使できる権利である。）  
 【第3問】×（組合員は、次の場合には理事会の招集を請求することができる。「理事が組合の目的の範囲外の行為、その他法令・定款違反の行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるとき」また、請求した組合員は、この理事会に出席して意見を述べることができる。）（監事の監査権限を会計監査に限定している組合の規定である。監事にも業務監査権を付与している組合では、監事にこの権限が与えられている。）